

## イングランドにおける地域経済圏単位の都市マネジメント手法の動向 The transition of the Regional Management Framework in England

Mitsubishi UFJ Research and consulting Ltd.  
Keiko Seki

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)  
関恵子

In England, the Central Government had the region policy for 9 areas by Regional Development Act. In 2010, 'Local enterprise partnership system' was introduced as a new regional management system covering the geographical area that was connected of real economic activities. In this study, we clarified this new system in detail, the characteristic of latest trend of 39 LEPs which had been authorized, and the current problem of LEPs operation and this management system.

Local Enterprise Partnerships, Regional Strategic Economic Plan, Localism Act, Growth Deal  
地域産業パートナーシップ、地域戦略経済計画、地域主義法、グロース・ディール

### 1. 研究の背景と目的

#### (1) 背景

2014 年 3 月、社会資本整備審議会都市計画部会（第 5 回）は、国土交通大臣より、「新たな時代の都市のマネジメントはいかにあるべきか」との諮問を受けた。これに対し、2014 年 6 月「新たな時代の都市マネジメント小委員会」が設置され、「都市空間の整備、管理運営の最適化により都市の機能を高めていく営み」を「都市マネジメント」とし、今後のあり方について「民が担う公（エリアマネジメント）」「都市の施設・インフラ」「市街地整備」の 3 点を主な論点として、討議が進められている。

一方、欧州における都市マネジメント手法や制度整備等の変遷をみると、1990 年代に、地域間競争の激化に伴う地域の経済成長や格差是正、地球環境問題等広域的な課題への対応の重要性から、複数の地方自治体の行政区域を超えたリージョン（広域圏）が注目されはじめた。

特にイングランドでは、1990 年代後半の労働党政権下で、基礎自治体よりも広域的な空間を単位とした地域政策（リージョナリズム）が重視され、「地域開発公社法(Regional Development

Act, RDA 法)」の制定を通じて、全国 9 リージョンに地域計画の策定・実行スキームが導入された。さらに 2010 年には、地方分権や公的支出削減、地方分権化の一層の推進等の観点から、リージョンよりも狭範なサブ・リージョンが重視され、RDA にかわり「地域産業パートナーシップ(Local Enterprise Partnerships, LEPs)」政策が導入されている。2015 年 6 月現在、イングランドでは、公共セクタと民間セクタの連携による 39 の任意団体 LEPs が、複数の自治体を跨る圏域内での都市機能の維持・増進や地域経済産業振興に関する計画策定・施策実行を担っている。

また中央政府は、このような官民による広域計画策定・調整機能を整える一方、都市や都市圏の自治体への権限移譲や規制緩和を進めてきた。「2011 年地域主義法(Localism Act)」では、経済成長の核となる大都市へ規制緩和等の追加的権限や財源を付与する目的で、当該地方自治体と中央政府とが個別に契約を締結する「都市協定(City Deals)」制度が導入された。同制度は 2014 年に「グロース・ディール(Growth Deals)」へ発展し、協定範囲が大都市から LEPs の圏域に拡大されている。

## (2) 研究の狙いと既往関連研究

イングランドにおける都市・地域政策・計画制度やそのマネジメント手法に関しては、すでに多くの優れた国内研究が発表されている。

1990年代以降の都市計画制度については、中井・村木<sup>1)</sup>により計画体系が明らかにされた他、谷口<sup>2)</sup>はPPGに着目し、わが国における導入可能性等について考察している。また、和泉田<sup>3)</sup>、洞澤<sup>4)</sup>は2000年代の制度改編に着目している。1990年代以降のリージョン単位での地域政策に関しては、関・花輪<sup>5)</sup>、片山ら<sup>6)</sup>がそのガバナンスの特徴や課題等を明らかにしている。また、LEPs政策に関しては石見<sup>7)8)</sup>、掛川<sup>9)</sup>、大貝ら<sup>10)</sup>、姥浦ら<sup>11)</sup>により制度概要や個別のLEPsの事例分析等が行われている。地方分権改革や都市協定に関しては、岩崎<sup>12)</sup>、大塚<sup>13)</sup>、田村<sup>14)</sup>が特性を明らかにしている。

LEPs政策は、制度導入後5年を経たものの、これまで緩やかに制度拡充が進んだこと等から、39圏域の定量面での特性や圏域設定や関係主体の役割分担、人的体制や活動財源等の運営実態の特徴も十分に把握されていない<sup>21)</sup>。

本報告では、わが国における新たな都市マネジメントと社会資本整備のあり方を検討する上でLEPs政策に着目し、複数の自治体に跨る圏域での計画の策定と実効性向上のための圏域・主体の設定方法、組織体制や運営等に関する示唆を得ることとする。

研究手法としては、文献調査を通じてイングランドにおける地方自治構造や分権化についてわが国との違いを明らかにした後、リージョンレベルからサブリージョンレベルへの圏域政策の変遷やその特徴について、現地インタビュー<sup>1)</sup>等から明らかにする。また全39LEPsの統計データを用いた圏域分析を通じて特性を整理した上で、特性の異なるLEPsへの現地インタビューを通じ、各LEPsの設立経緯や運営実態、運営上の課題等を明らかにする。

## 2. 地方自治の特徴と分権化

### (1) 地方自治体の法的な位置づけ

英国では、わが国のように成分憲法が存在せず、地方自治体は、英国議会が制定する法律に基づき個別に授権された事務権限しか執行してはならないとされている。また、授権された範囲を逸脱した行為は違法とみなされる（権限超越（Ultra Vires）の原則）。

現在の同国における地方自治体に関する基本的な枠組みは「1933年地方自治法(Local Government Act)」を大幅改正した「1972年地方自治法」であり、地方自治構造や権限、所掌事務等が明確に定められている。

このように、中央政府が強い権限を持ち、地方自治体は法に定められた範囲での権限行使を行う権限超越の原則は、英国の大きな特徴である。それ故に、地方自治体の機能も画一的であるものの、適切な地方自治活動を行うために一定の裁量権を持った制度運用もなされてきた。特定の機能を持つ必要がある地方自治体に対しては、特別法(Local Act)制定により権限が付与されるといった仕組みもある。

さらに、「2000年地方自治法」では福祉等3分野の政策に関し一定の制約下で自由に実施することが認められ、前述の「2011年地域主義法」では、地方自治体には、個人が行えることで法令で禁止されていない、いかなる行動をも行うことができる法的権限（包括的権限）が与えられるといった分権化も進んでいる。

### (2) 地方自治構造の変遷

わが国は、全国一律に都道府県と市町村からなる二層制をとるが、イングランドでは、1972年地方自治法に基づき全土に二層制が確立されたのちに、大都市圏・非大都市圏・ロンドン圏で自治体の廃止・合併・創設等が行われ、現在は、一層制と二層制が混在している（図1）。

2009年には、交通と経済開発のみを担当する

「合同行政機構(combined authority)」の設置が認められ、2011年マンチェスター合同機構が創設されており、その後、過去に廃止された大都市圏カウンティを軸に4機構が設立した。

このように、イングランドでは、近年、地方分権を企図した地方自治構造の改編等が行われているが、地方自治の法的位置づけや、日本と比べて地方自治体の財政負担率が低く、中央政府からの財政移転が高いこと等からも<sup>15)16)17)</sup>、権限と財源とを伴う分権化が日本並みに進んでいるとは言い難いと考えられる。

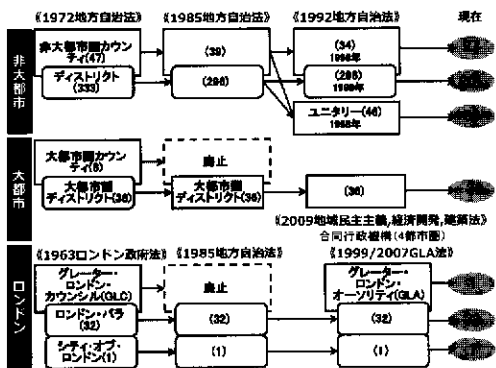


図1 イングランドの地方自治構造の変遷

注) 四角は1層制又は2層制の上層。楕円は2層制の下層。  
カッコ内は自治体数  
資料)筆者作成

### 3. イングランドにおける広域計画の変遷

#### (1) 広域計画と調整機能の導入

##### ① リージョンを対象とした取り組み

イングランドでは、前述の通り、地方自治構造がしばしば改編される一方で、複数の自治体を跨る圏域での計画や調整機能の導入が進んでいる。特に1990年代には、地方政府と中央政府との中間的な地理的範囲即ちリージョンレベルでの調整に基づく地域政策が重視された。1998年には地域への権限移譲を提唱した労働党への政権交代に伴いイングランドにRDA法が制定されると、全国9圏に設置されていた中央政府の地方出先機関(Government Office for

the Regions, GORs)と同一圏に国の外郭機関<sup>(2)</sup>「地域開発公社(RDA)」が設置された。

RDAの責務は、リージョンの経済開発・再生の促進や競争力強化、域内投資促進、雇用創出、技能開発、持続的発展への寄与等である(表1)。またRDA法は、圏域内自治体や議員、経済団体や労働組合、NPO等の代表者から構成される地域会議(Regional Chamber, 呼称はRegional Assembly (RA))の付設が認められている点も特徴である。RDAはリージョンの地域経済戦略(RES)策定時にRAとGORsの連携・調整を行う仕組みとなっている<sup>23) (3)</sup>。

##### ② サブ・リージョンを対象とした取り組み

2010年5月の総選挙を経て誕生した保守党・自民党連立政権は、地域主義(ローカリズム)を掲げ、政策文書「新政権政策プログラム<sup>18)</sup>」と、同年10月に中央政府が発表した向こう3カ年の予算編成方針を示す「包括的歳出見直し<sup>19)</sup>」において、リージョン単位でのRDA、GORs、RAによる体制見直しと、RDAの実効性に関して疑義を示した。また2010年11月の「経済白書～地域の成長～Local growth<sup>20)</sup>」では、RDAについて、組織の肥大化や運営の迅速さの欠如、主要財源である中央政府の「単一振興予算(SRB)」に対する高負担等が指摘され、地域経済の活性化に向けて、リージョンよりも狭い圏域即ちサブ・リージョンを対象とした民間と公共セクタからなる自立性の高い連携組織LEPs設置の方向性が示された。そして「2011年地域主義法」制定により、リージョンよりも地方自治体に近いローカルな単位への権限委譲等が示され、2012年3月までにRDAは廃止された。

##### (2) 地域産業パートナーシップ(LEPs)政策

RDAとLEPsは、複数の自治体を跨る地理的範囲を対象に、地域経済振興に向けた戦略の策定・実行を担う組織である。

圏域設定(地理的範囲)の違いとして(表1)、LEPsはRDAが設置されたリージョンよりも狭いサブ・リージョン、具体的には「実経済圏(地勢、歴史、環境面、経済面等から互いにつながりのある範囲)」が条件とされた。但し、法的な規定はなく、設定も各LEPsに委ねられており、RDAがGORsと同範囲で中央政府により設置されたことと対照的である。これは、中央政府による「民間セクタや市民セクタの活動を支援する戦略の意思決定や関係者への伝達は適切な地理的規模で行われる必要がある」との考えをふまえている。また、地方分権を掲げた労働党政権が、RDA法制定後、前出の地域会議を発展させる形でリージョン単位での地域議会設立を目指したところ、2004年北東イングランド地域の議会設置に係る住民投票にて大差で否決され、議会導入を断念し、地域政策の合意形成が可能な圏域サイズとしてリージョンは広域すぎるとの認識が持たれたことも影響している。またLEPsは全イングランドをカバーしているが、地方自治体は、複数のLEPsに加盟することが認められている点も特徴である。

組織形態の違いとして、RDAは国の外郭団体であるのに対し、LEPsは自治体等公的セクタと、経済界や学術研究機関等民間セクタとの連

携により自主的に設立された任意団体であり、地域経済振興への民間の協力・関与が重んじられている。民間セクタからの理事への就任比率を最低5割としたほか、地域戦略経済計画SEPに示された施策・事業の実行段階では、民間投資の誘発も期待されている。

活動財源に関し、RDAは中央政府からの単一振興予算(SRB)を確保していたが、LEPsは当初、構成自治体や民間セクタからの調達による自立的運営が期待され、圏域内には「エンタープライズゾーン(Enterprise zone, EZ)」の設置による立地企業の税収の充当も認められた。また、策定したSEPについて、中央政府の承認を受け、社会資本整備等を実行する際に、中央政府が地域経済振興のために新設した助成制度「Regional Growth Fund (RGF)」への申請も可能となった。しかしRGFは、SRBと異なり応募者がLEPsに限定されず、しばしば民間企業等と競合する等の結果<sup>22)</sup>、多くのLEPsが運営資金難に陥った。2013年3月に、緊急提言書「No Stone Unturned report」<sup>23)24)</sup>にLEPsに関する安定的な財源確保の重要性が示され、中央政府は、2015年度から5年間LEPs向けの新ファンドを創設し、2013年度から2か年はLEPに一律年間25万ポンドの運営費が助成されることや、

表1 RDAとLEPsの比較表

比較項目	地域開発公社 RDA	地域産業パートナーシップ LEPs
根拠法	1998年RDA法(1998年)に基づき設置	2010年から設置された非法定組織(根拠法無し)
圏域設定法(地理的範囲)	中央政府の地方出先機関であるGORsが設置圏域の単位であり、イングランド内に9圏。	地勢、歴史、経済面等の繋がりをふまえ、地域が設定。地方自治体は複数LEPsへの加盟も可。39圏。
事業内容	10~20年の長期計画『地域経済戦略(Regional Economic Strategy, RES(2004年度以降は地域戦略RS))』と優先事業や予算配分・工程等を具体化した『コーポレートプラン』の策定・実行が義務づけられている。EU構造基金の窓口。	地域戦略経済計画(Regional Strategic Economic Plan, SEP)の策定を行い、中央政府の承認を受けた上で実行。エンタープライズゾーン(EZ)の設置が認められる。2014年以降、EU構造基金のイングランド側の窓口。
組織形態 組織構成	国の外郭団体である独立公共機関。理事は地方自治体や産業界等の代表により構成される。総職員数は3000人以上。同法では、圏域に地域会議RAを設置し、RES策定・実行時にGOsと連携・調整することが認められている。	地方自治体と民間との連携による任意団体で、組織形態は問われない。中央政府により承認を受ける。理事の半数は、地方自治体のリーダーであることが求められる。
活動財源	単一振興予算(Single Regeneration Budget, SRB)、欧州構造基金、コミュニティ・自治省(DCLG)による助成制度の活用	運営費に関し中央政府が助成。地域振興に資する社会資本整備事業に対し地域成長基金RGF、地域成長基金GPFの他、2014年より欧州構造基金が活用可能となっている。EZ立地企業の税収も充当可。

資料)筆者作成

2014～2020年の次期EU計画期間中、欧州構造基金の支援対象となることも決定した。

### (3) 都市協定とグロス・ディール

中央政府は、都市または都市圏が、今後の国の成長を牽引するとの認識から、LEPs政策に加え、地方自治体の機能強化を目的として2011年地域主義法に基づき「シティ・ディール（都市協定）」を導入した。これは、中央政府に対し、当該都市（都市圏）が経済成長に資する施策・事業の提案を行い、双方が合意し協定を締結すると、権限と資金が移譲される制度である。

中央政府は、2度にわたり、都市・都市圏に位置する地方自治体へ協定締結を働きかけた。まずはウェーブ1として、ロンドンを除く8核都市への働きかけを行い、2012年2月にはリバプール市が締結第一号となった。続いて2012年10月にはウェーブ2として、20の都市・都市圏に働きかけた。

なお、この核都市は過去に廃止された地方自治構造等に基づいている。また、都市協定の締結は、地方自治体ではなく核都市を含むLEPsと中央政府との間で締結される形態が多いこと、枠組みを実経済圏へ拡大することの有効性等を鑑み、LEPsを単位とした「グロス・ディール」へ仕組みが拡充され、2015年1月、全てのLEPsが中央政府と協定を締結した<sup>25)</sup>。なお、複数のLEPsに重複して加盟する自治体は、各グロス・ディールによる権限移譲等について、加盟したLEPs毎に中央政府との覚え書きを交わし明確化することとされている。

## 4. LEPsの圏域分析

### (1) 認定結果と圏域特性

2010年5月のLEPsの構想発表後、10月に、中央政府による第1回認定が行われ、60以上の応募から24のLEPが認定された。さらに第2回認定を経て2011年末までに39のLEPsが認定され、LEPsによりイングランド全土がカバー

された。以降、追加認定は行われていない。

2012年4月、LEPsの所管省庁であるビジネス・改革技術省(Department for Business, Innovation & Skills ,BIS)は、39LEPsの計画策定・運営支援の一環として、構成自治体の主要統計や分析ツールをウェブ上で公開している。本報告ではこの統計を用い、圏域規模特性を整理する。

LEPsの平均的な人口規模は137万人(除くロンドン)で、これはRDA(581万人)の約4分の1、日本の都道府県の約5割である(表2)。

次に、39のLEPsの位置と圏域規模を示す(図2、表3)。圏域人口の最大規模はロンドン(No.29,830.8万人)だが、200万以上のLEPsは5圏に留まる。地域独自の圏域設定によって圏域規模は40万人～830万人と差が生じている

表2 RDAとLEPs圏域規模の比較

地域圏 (ロンドン)	圏域 数	面積 (千km <sup>2</sup> )	人口 (万人)
RDA(イングランド)	9	14.0	581
LEPs(イングランド)	39	3.3	137
[参考]広域地方計画(日本)	8	35.0	1,517
[参考]都道府県(日本)	47	8.0	272

資料) 総務省「国勢調査報告」、LEPs-Networkより筆者作成

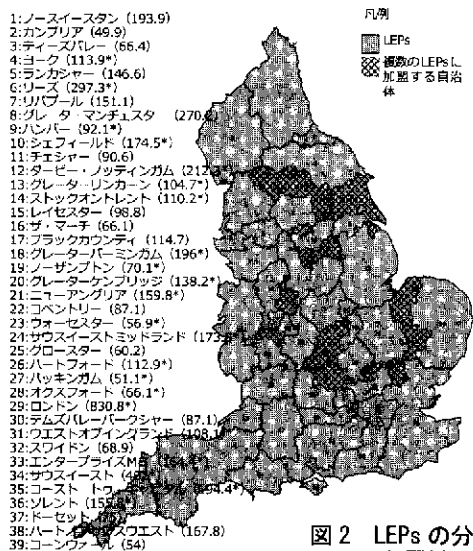


図2 LEPsの分布と圏域人口

注) カッコ内は圏域人口(万人)  
 資料) LEPs-Networkより筆者作成

表3 圏域人口規模と構成自治体数

LEP 番号 (地図)	構成自治体*1			圏域規模			都市 協定 *2
	計	単独	重複	圏域人口 (千人)	圏域面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	
29	33	32	1	8,308	1,572	5,285	-
34	32	30	2	4,020	9,113	441	W2
6	10	5	5	2,873	5,715	520	W1
8	10	10	-	2,702	1,275	2,119	W1
12	17	12	5	2,123	4,784	444	W1
18	9	7	2	1,890	1,740	1,127	W1
35	14	12	2	1,924	3,121	623	W2
1	7	7	-	1,939	7,777	249	W1/2
10	9	3	6	1,745	2,582	648	W1
24	11	4	7	1,735	4,727	367	W2
38	15	15	-	1,678	10,156	165	W2
33	14	10	4	1,644	4,437	371	-
21	19	11	8	1,588	9,171	174	W2
36	11	7	4	1,588	3,200	478	W2
7	6	6	-	1,511	723	2,090	W1
5	14	14	-	1,466	3,076	476	W2
20	12	7	5	1,382	1,251	1,911	W2
17	4	4	-	1,147	357	3,212	W2
4	9	4	5	1,139	1,418	109	-
26	10	9	1	1,129	1,642	688	-
14	9	4	4	1,102	2,713	406	W2
31	4	4	-	1,081	1,327	814	W1
13	9	7	2	1,087	6,958	150	-
15	8	8	-	988	2,155	459	W2
9	4	1	3	921	3,517	262	W2
11	3	3	-	906	2,264	400	-
22	6	6	-	871	2,074	420	W2
30	6	6	-	871	1,262	690	W2
37	8	8	-	750	2,651	283	W2
19	7	2	5	701	2,364	296	-
32	2	2	-	689	3,485	198	W2
3	5	5	-	664	794	836	W2
16	3	3	-	661	5,667	117	-
28	5	4	1	661	2,806	254	W2
25	6	6	-	602	2,655	227	-
23	6	3	3	569	1,140	497	-
39	2	2	-	540	3,582	152	-
27	4	3	1	511	1,585	327	-
2	8	6	2	499	6,766	74	-
平均	9.3	7.4	1.9	1,496	3,832	390	-

注1)単独:LEPsにのみ加盟する自治体数、複数:2以上のLEPsに加盟する重複自治体数。  
 注2)W1は前川のウェーブ1の対象8都市(圏)、W2はウェーブ2の対象の20都市(圏)を含む。  
 注3)網掛けは、複数LEPsに加盟する地方自治体を含むLEPs  
 資料) BIS データ等より筆者作成

(2) 構成自治体の特徴と重複自治体の存在

LEPsあたりの構成自治体数の平均値をみると、9.3である(表3)。人口規模と同様、ロンドンとサウスイーストの自治体数が30を超え突出している。最小はコンウォール(No.38)、スワイドン(No.32)の2で、圏域人口と相関がある。

また、図2と表3の網掛け部は、複数LEPsに加盟する地方自治体を示している(以降「重複自治体」と呼ぶ)。重複自治体を含むLEPsは、39のうち18、全自治体数の1割を占める。

さらに、重複自治体を自治構造別にみたものが表4である。38自治体のうち36は非大都市圏で、うち32が2層制のディストリクトである。残り4のユニタリーは、ユニタリーの多い

北西部ヨーク地域に位置し、周囲に立地するリーズやランカシャー等の大都市との結びつきの強さが影響していると考えられる。

表4 LEPsの地方自治構造別重複自治体数

地域的 範囲	層	自治構造	重複 自治体	全自 自治体
計			38	326
大都市圏	1層	メトリカリティ	1	36
非大都市圏	2層	カウンティ	-	27
		ディストリクト	32	201
	1層	ユニタリー	4	56
ロンドン圏	2層	グレーターロンドン	-	1
		バラ	1	32
		シティ・オブ・ロンドン	-	1

資料) LEPs-Network 等より筆者作成

5. LEPs 政策の運用実態

(1) LEPsの運用実態比較

本節では、特性の異なる3LEPsに対し現地インタビューを行い、実経済圏の設定や組織運営等について比較を行った。選定基準として、前節の結果をふまえ、圏域規模、重複自治体の有無、都市協定の有無に3点に着目し、「12:ダービー・ノッティンガム(D2N2)」「24:サウス・イースト・ミッドランド(SEMLEP)」「31:ウエスト・オブ・イングランド(WE)」を抽出した。

「実経済圏」の設定は、圏域により異なるが、LEPsの前身となる組織等が関係している。WEの場合、圏域4自治体は過去の地方自治構造上同一自治体であった。こうした経緯からも自治体間の広域調整組織を同一圏域に持っており、LEPsを重複する自治体は存在しない。次に、D2N2は概ね3経済圏からなる商工会議所の活動エリアを圏域と設定している。同圏域にはLEPsの前身となる組織もなく、商工会議所がLEPsの設置先となったことも圏域設定に影響している。また、北部中心に、隣接経済圏にも属する地方自治体が複数のLEPsに加盟している。SEMILEPの場合、イングランド中央部に位置する自治体数最大のLEPで、広域交通網の整備推進を狙いとした圏域が設定された。

中央政府は、「実経済圏」の解釈・設定を各

LEPsに委ねているが、具体的な重複理由として広域交通網等の早期実現ニーズが高いことや、隣接するLEPの経済圏にも属するため等が明らかとなった。

重複自治体の8割強を占めたディストリクトは、非大都市圏の2層制自治体であり、自治体財源確保が厳しい中で、複数LEPsに加盟し、経済振興や社会資本整備等広域的な政策課題に取り組む各LEPsの策定するSEPに自治体の意志を反映させ、施策・事業実行に必要な財源を中央政府から獲得する機会が増す点に複数加盟の意義を見いだしていると考えられる。

組織形態に関しては、前述の通り、前身の地方自治体間連携組織を母体としたもの、商工会議所内設置、有限会社による独立性担保等地域の実情に応じた形態がとられている。また、理事会メンバーに、経済界における各産業分野の主要な地域内企業や業界団体や、大学や研究所等の学術研究機関等が加わり、SEPの意志決定に関わる仕組みとなっている。また、実行段階においても、地域の就業率や雇用創出数・起業率向上等に寄与するインフラ整備やサービスを提供していく上で、協力が行われる。

表5 3LEPsの運用比較

	ダービー・ノッティンガム D2N2	サウス・イースト・ミッドランド SEMLEP	ウェスト・オプ・イングランド WE
圏域人口	212.3万人	173.5万人	108.1万人
自治体数	17(重複5)	11(同7)	4(同0)
圏域	3つの地域経済圏を含む商工会議所と同一圏域。周辺LEPsに大都市が多く、1・2層制自治体が混在し重複自治体が多い	都市が複数存在するポリセントリック構造。旧RDAが3エリアに跨る圏域で、交通基盤の整備推進を目的に圏域を設定した	4自治体は過去に同一ディストリクトであり流域も一致する。広域の課題調整のための4自治体連携組織も以前から存在
前身組織・組織形態	前身組織無。商工会議所内の下部組織として新設	前身組織無。中立的立場で計画を実施する狙いから有限会社形態をとる	前身組織有。自治体間の広域調整組織をベースとした官民連携組織
体制・人的スキル	職員は10人未満。地方自治体、民間企業(出版、金融)、大学等から構成	職員は10人未満。中央政府の高速度路・住宅政策部門の職員や地方自治体、民間企業の出身等から構成	職員は20名程度。自治体からの出向者を中心(前身組織での調整経験が活かされている)
都市協定	ノッティンガム単独で策定。当初より圏域適用を想定した協定内容で設計	ミルトンキーンズはウエーブ2の対象だが唯一中央政府との都市協定が不成立	ウエーブ1においてプリストルが策定。圏域での適用を想定した協定内容で設計

資料)現地インタビューに基づき筆者作成

また、当初期待された具体的な効果は、SEPを通じた民間企業による投資誘発等であったが、初期に財政難に直面したLEPsの多さから、先の緊急提言書<sup>23)</sup>に基づき、多様な公的資金の獲得環境が整備されたことで、民間セクタの財政面での関与は減少していると考えられる。

## (2) 地域戦略経済計画の特性

D2N2のSEPを通じて、サブ・リージョン単位での計画特性を把握する。SEPの構成は、表6に示すとおりであるが、記載項目は基本的にはLEPs共通で、社会経済状況の現状分析等に続き、ビジョンと戦略目標が示される。主要分野・重点産業別の事業内容および予算や役割分担が書かれている。なおSEPは非法定計画だが、計画策定段階において、地方自治体が策定する地域計画等との整合性確保が求められる。

D2N2の予算規模は2015~20年の6カ年で約4300億円(年当たり約710億円)である。これはダービー市の3分の1程度で、地方自治体には加盟のメリットがある規模と考えられる。

表6 地域戦略経済計画の構成(D2N2)

期間	2023年
現状	既往の地方自治体単位の統計を利用し分析
ビジョン	活力と競争力ある経済圏の構築 コネクティブティの強化
戦略目標	○競争力と持続性あるビジネス環境の整備 ○若年層の技能開発による就業機能強化 ○主要業種の成長支援
主要分野と予算	○ビジネスサポート・資金調達支援:144.1 ○技術革新(主要産業・業種):466.8 ○雇用創出・技能育成:454.2 ○社会基盤整備による経済成長支援:1087.0(交通アクセスの向上、情報インフラ整備) ○住宅・都市再生:237.0(公営住宅の供給、老朽化への対応)
重点産業	○交通、車両技術 ○建設 ○観光産業 ○低炭素型産業 ○ライフサイエンス ○食品製造業 ○交通・物流産業 ○クリエイティブ産業
財源	約4300億円(2389.6百万£、2015~20年度) [主要財源](括弧内は百万£) 地域成長ファンドLGF:約1219億円(677.3) 地方自治体による拠出:約1101億円(612.0) 欧州構造基金関係:約384億円(213.8) [参考]ダービー市2015年度 約1970億円
目標指標	○GVA(粗付加価値額) ○就業率・失業率 ○雇用創出数 ○起業率

資料)D2N2-SEPより筆者作成

## 6. 考察

- 1) イングランドに導入された LEPs 政策は、それまでの RDA 法に基づく圏域政策よりも狭範なサブ・リージョンを対象としている。各地域による圏域設定が可能である等のボトムアップアプローチが採られた点でローカリズムを重視した政策といえる。
- 2) 成文憲法による地方自治の保証がない英国は、日本と比べ中央集権的といえる。特にイングランドでは、地方分権化を企図した自治構造の改編が繰り返される中、広域での調整・計画による課題解決の必要性が高かった RDA 設置期に、リージョン単位での地方議会の設置が実現しなかったことや LEPs が歴史や文化・経済等の繋がりのある圏域設定として歓迎されていること等から、サブ・リージョン単位の圏域マネジメント手法は有効で、わが国でも機能しうる圏域規模と考えられる。
- 3) 当初の LEPs 政策は、地元企業等民間セクタの積極的関与による自立運営を志向していたが EU 構造基金等公的助成が拡充された結果、民間セクタの関与は理事会を通じた SEP への意志決定が中心となっている。さらにグロース・ディール等が LEPs 圏域単位で導入され、圏域マネジメントへの公的セクタの影響が強まっている。現地インタビューでは民間が主体的に関わる状況は確認できなかったが、今後、中期的な社会基盤整備や企業向けサービス等の事業実施段階に、実経済圏でのビジネスノウハウを活用できる手法が導入されれば、民による自立的な圏域マネジメントの実現可能性が高まると考えられる。
- 4) 重複自治体の多くは非大都市圏の 2 層制自治体であった。実経済圏を対象とした LEPs では意見を反映させやすいこと、複数 LEPs に加盟することで中央政府の新たな交付金等の獲得機会が増加する等の加盟メリットが評価されたといえる。

- 5) 個別性の高いオーダーメイド型の LEPs 政策だが SEP の構成は類似性が高い。今後各 LEPs の施策実行後の効果検証段階では SEP との関係性を含めた LEPs 間比較が必要である。

## 【脚注】

- (1) 本研究における現地ヒアリング先は、次のとおりである。  
Cities & Local Growth UNIT(BIS, DCLG, Cabinet office 3 省府内積断の地域成長部門)、South East Midlands (SEMLEP)、West of England Local Enterprise Partnership, Derby, Derbyshire, Nottingham and Nottinghamshire Local Enterprise Partnership
  - (2) 独立行政機関 Quango は quasi-autonomous national government organization の略称。英国で公的な業務を行う組織として行政組織と並び位置づけられた公的組織(Public bodies)に分類。
  - (3) 2009 年「地域民主主義、経済開発、建築法(Local Democracy, Economic Development and Construction Act 2009)」により、RFS と RS は整理・統合されている。
- ## 【参考・引用文献】
- 1) 中井俊裕・村木美貴(1998)「英国都市計画とマスタープラン」学芸出版
  - 2) 谷口守(1998)「ガイダンスによる都市・地域計画コントロールの試みと課題」日本都市計画学会論文集 No.33, pp109-114
  - 3) 和泉田保 (2006)「イギリス計画許可制度の概要と近年の動向」東北法学 No.28, pp.1-75
  - 4) 河澤秀雄(2007)「持続可能な発展とイギリス都市計画法制度改革」札幌学院法学 No.24-1, pp51-96
  - 5) 関恵子・花輪菜子(2008)「イングランドにおける広域の地域政策におけるガバナンスの変容動向」日本都市計画学会論文集 No.43(3), pp337-342
  - 6) 片山健介・志摩憲寿(2007)「地域の自立的発展に向けた空間計画の役割と地域ガバナンスの形成に関する研究」国土政策関係研究支援事業研究成果報告, pp.19-34
  - 7) 石見豊(2005)「政権交代が行政施策・組織に及ぼす影響に関する一考察」国土論大学政経論叢 No.4, pp1-36
  - 8) 石見豊(2011)「イングランドにおけるシティ・リージョンの発展と課題」政経論叢国土論大学政経学部創設 40 周年記念論文集, pp3-106
  - 9) 掛川和子(2012)「地域からみる分権と戦略の多様性」地方財政(697), pp176-190
  - 10) 大貝彰、古賀あゆみ(2013)「イングランドにおける空間計画制度と City Region の動向」日本建築学会東海支部研究報告集 No. 51, pp 613-616
  - 11) 尾浦道生・片山健介(2003)「英独における広域計画の廃止・統合による“弱体化”とその影響に関する研究」国土政策関係研究支援事業研究成果報告, pp21-40
  - 12) 岩崎忠(2014)「英国における契約による権限移譲・規制緩和～シティー・ディールの挑戦～」自治総研(425), pp38-70
  - 13) 大塚大輔(2012)「英国における地方分権の進展-地域主権法の制定-」都市とガバナンス(18), pp19-26
  - 14) 田村秀(2007)「イギリスにおける地方自治関係法令のあらましについて」自治体国際化協会, pp.70,75-80
  - 15) 財務総合政策研究所(2006)「主要諸外国における国と地方の役割分担」, pp.365-3717
  - 16) 自治体国際化協会(2014)「英国の地方自治」, pp.24-28,85-92
  - 17) 国会図書館(2008)「米英独仏における国と地方の財政関係」
  - 18) HM-Gov.(2010), The Coalition, our programme for government
  - 19) HR-Treasury(2010), Spending Review
  - 20) HM-Gov.(2010), Local growth, realising every place's potential
  - 21) DAVID M.SMITH(2014), Devolution and Localism in England
  - 22) House of commons(2014), Local Enterprise Partnerships
  - 23) The Rt Hon the Lord Heseltine(2013), No Stone Unturned report
  - 24) The LEP network(2013), Local economies and the growth challenge
  - 25) HM Government, 2013, Growth deals